

令和6年7月1日入札公告からの（営繕工事版）週休2日取組促進型工事について

1. 改定理由

国土交通省は、建設業の働き方改革を推進する観点から、これまでの取組を踏まえ、令和6年3月22日付けで「営繕工事における週休2日促進工事の実施について（改定）」（国会公契第37号、国営管第589号、国営計第171号、国営建技第13号）（以下「国通知」という。）を发出され、「営繕工事における週休2日促進工事实施要領」を改定されました。

これを受け、本県が定める「（営繕工事版）週休2日取組促進型工事实施要領」を改定します。

2. 主な改定概要

「2. 用語の定義」欄

- ・「(1)週休2日」について、従来の定義から、国通知に準じた「月単位の週休2日」「通期の週休2日」に変更する。
- ・「(6)現場閉所（現場休息）率」について、従来の定義から、国通知に準じて「(6)4週8休以上」に変更する。
- ・「(7)休暇日の振替え」の定義を削除する。

「4. 発注方式」欄

- ・「月単位の週休2日」「通期の週休2日」に対応した記載に変更する。

「5. 積算方法等」欄

- ・「(1)補正方法」について、従来の「4週8休以上」「4週7休以上4週8休未満」「4週6休以上4週7休未満」の労務費の補正率を削除し、「月単位の週休2日」「通期の週休2日」の労務費の補正率に変更する。
- ・「(2)単価の補正方法」の「(ウ)物価資料の掲載価格」について、国通知に準じて「全館無人改修」の補正率を「改修補正率」から「新営補正率」に変更する。
また、「表A-2建築工事の補正率」「表E-2電気設備工事の補正率」「表M-2機械設備工事の補正率」についても国通知に準じて変更する。
- ・「(3)積算および変更方法」について、国通知に準じて変更する。

「6. 対象工事である旨等の明示」欄

- ・「月単位の週休2日」「通期の週休2日」に対応した記載に変更する。

「7. 現場閉所（現場休息）の確認方法等」欄

- ・「月単位の週休2日」「通期の週休2日」に対応した記載に変更する。
- ・「休暇日の振替え」に係る記載を削除する。

その他

- ・その他、所要の見直しを行う。
- ・令和6年7月1日以降に入札公告するものから適用します。